

非常災害対策計画

令和8年2月 令和7年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

非常災害対策計画

地域密着型サービス事業のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】例) 地域密着型通所介護

指定地域密着型通所介護事業者は、**非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。**

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

非常災害対策計画

【解釈通知】

基準第32条は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火、避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

2 同条第2項は、指定地域密着型通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

非常災害対策計画

事業所が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定することが必要。
少なくとも火災、地震災害、風水害については、すべての事業所において必ず想定し、その対策について定めてください。

事業所ごとに運営体制等が異なることや、事業所独自で策定していた防災マニュアル等を非常災害対策計画と位置づけて運用している事例もあり、事業所によって計画に盛り込まれる項目に差異が見られるため、小樽市では指針を策定し、非常災害対策計画に盛り込むべき項目を定めています。

【必須項目】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①事業所等の立地条件 | ⑦避難方法 |
| ②災害に関する情報の入所方法 | ⑧災害時の人員体制、指揮系統 |
| ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 | ⑨関係機関との連携体制 |
| ④避難を開始する時期、判断基準 | ⑩避難確保を図るための施設の整備 |
| ⑤避難場所 | ⑪防災教育及び避難・救出等の訓練の実施 |
| ⑥避難経路 | |

運営指導で項目
不足による指摘が
多いです！

【推奨項目】

- ・事業所の建物の構造 ・停電、断水時の対応 ・復旧期間、復旧レベルの設定 など

◆小樽市／介護サービス事業者の非常災害対策について <https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200160/>

非常災害対策計画

「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」及び「津波災害地域づくりに関する法律」により、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に所在する配慮者利用施設等は、避難確保計画の作成と報告が義務付けられており、既に作成している「非常災害対策計画」に必要事項を追記することで避難確保計画としても位置付けることができる。

◆小樽市／要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について（担当：災害対策室）

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022092800038/>

非常災害対策計画は、北海道が作成した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」や国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」を参考に策定してください。

◆北海道／社会福祉施設等の防災防犯対策について

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/122752.html>

◆国土交通省／要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

業務継続計画（BCP）

令和8年2月 令和7年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

業務継続計画（BCP）

※令和6年4月1日から義務化！！

【地域密着型サービス事業／基準第3条の30の2（すべての事業区分で同条を準用）】

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**感染症や非常災害の発生時**において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を**継続的に実施する**ための、及び**非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）**を策定し、**当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護**従業者**に対し、**業務継続計画について周知する**とともに、**必要な研修及び訓練を定期的**に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**定期的に業務継続計画の見直し**を行い、**必要に応じて業務継続計画の変更**を行うものとする。

業務継続計画（BCP）の策定の留意事項

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

運営指導では
これら項目について
確認します！

感染症に係る業務継続計画

- 1 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- 2 初動対応
- 3 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

災害に係る業務継続計画

- 1 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- 2 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- 3 他施設及び地域との連携

想定される災害等は地域によって異なるため、この他の項目については実態に応じて設定すること。

研修の留意事項

研修・訓練（シミュレーション）は、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

- ・ 研修の内容は、**感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。**
- ・ 職員教育を組織的に浸透させていくために、**定期的（年1回以上(入所系は年2回以上※1))な教育（研修）を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。**
- ・ **研修の実施内容について記録すること。**

(感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。)

※1 入所系とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

訓練（シミュレーション）の留意事項

- ・ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、**業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上(入所系は年2回以上※2)）に実施するものとする。**
- ・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。）

※2 入所系とは、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。



業務継続計画（BCP）

◆厚生労働省

「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」

「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

厚生労働省ホームページからダウンロード

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

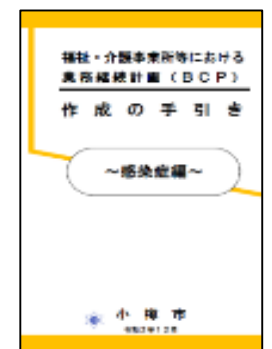
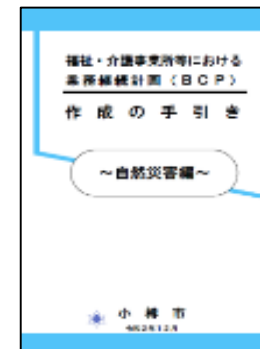


◆小樽市

「福祉・介護事業所等における業務継続計画（BCP）作成の手引き」

小樽市ホームページからダウンロード

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020900017/>



業務管理体制

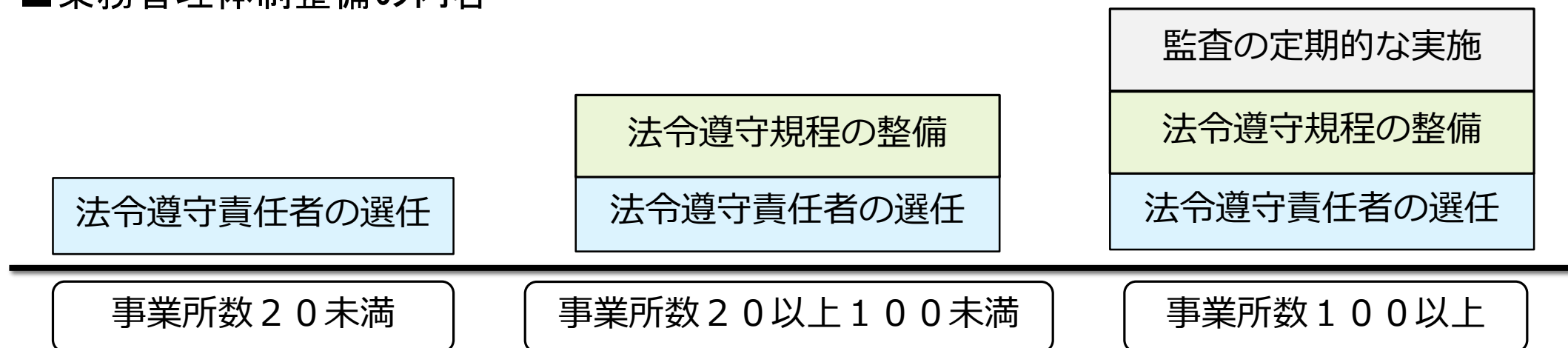
令和8年2月 令和7年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

業務管理体制

介護サービス事業者は指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、指定を受けている事業所数に応じて、法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出が義務づけられています。

[介護保険法 第115条の32] [介護保険法施行規則 第140条の39]

■業務管理体制整備の内容



※事業所数には、介護予防・介護予防支援を含む。 みなし指定・総合事業サービスは除く。

業務管理体制

【参考】平成21年3月30日老発第0330076号通知 抜粋

項目	留意事項
法令遵守責任者の選任	<p>法令遵守責任者とは、何らかの資格を求めるものではないが、少なくとも介護保険法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。</p> <p>なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではないこと。</p>
法令遵守規程の整備	<p>法令遵守規程とは、少なくとも法及び法に基づく命令の遵守の確保をするための内容を盛り込む必要があるが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はない。日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよいこと。</p>
監査の定期的な実施	<p>法令遵守に係る監査とは、既に医療法、社会福祉法等の規定に基づき、その監事又は監査役が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって、法令遵守に係る監査とすることができる。当該監査は、内部監査又は外部監査どちらの方法でもよい。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年に1回行わなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行うこと。</p>

事業者としての取組や法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていませんが、事業者が実情に応じた取組を考えて、コンプライアンスを高めていくことが重要です。

【参考例】

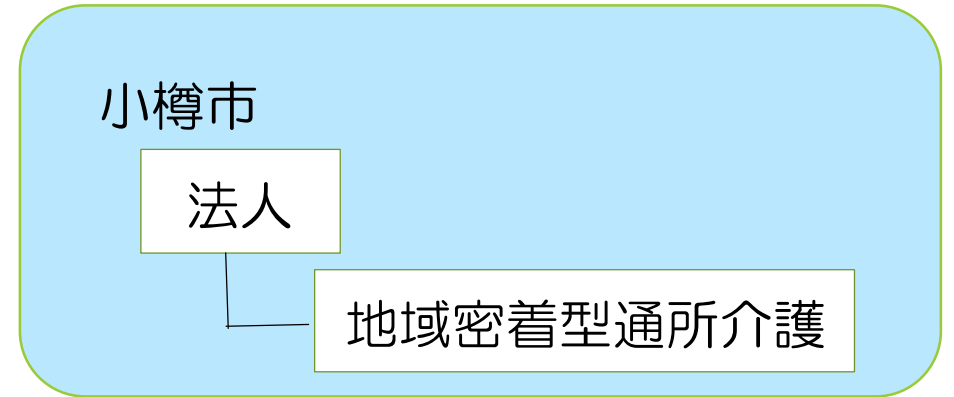
- ・ 法令遵守の重要性、全職員に対する意識付け、運営状況の把握方法等の整備…方針の策定、研修
- ・ 方針に基づく状況のチェック体制
- ・ 遵守すべき法令等の情報収集及び周知
- ・ サービス・報酬請求内容の確認
- ・ 法令等違反行為があった場合の対応や報告
- ・ 項目ごとの体制方法を定める…規程、マニュアルなど
- ・ 内部通報、苦情・相談窓口の設置 等

届出先(監督権者)への届出

例1

- ・小樽市で地域密着型通所介護事業所を指定
- ・1つの町で地域密着型サービス事業所のみ行う

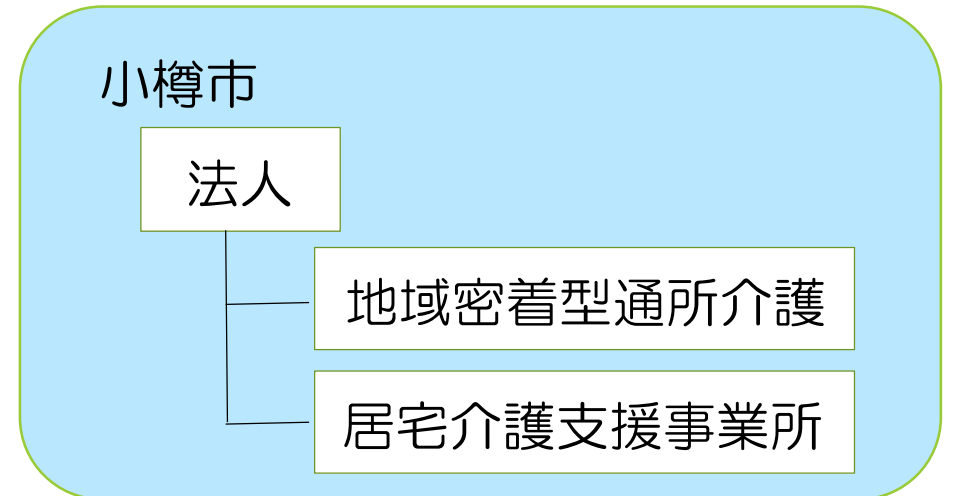
➔ **小樽市に届出を提出**



例2

- ・小樽市で地域密着型通所介護事業所と居宅介護支援事業所を指定

➔ **都道府県(北海道は主たる事務所の所在地を所管する総合振興局(この場合は、後志総合振興局))に届出を提出**



届出方法

行政手続きの簡素化および効率化の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日から電子申請による届出が可能となりました。

これまで通り紙面での届出も可能ですが、**電子申請での届出に御協力をお願いいたします！**

①電子申請での届出

- ・ 令和5年3月17日付の事務連絡「業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について」

- ・ 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル

「届出システム」を利用して届出を行う場合は、上記マニュアルを御参照の上、下記URLからアクセスし、Aから始まる17桁の番号を入力の上、必要な手続きを行ってください。

- ・ ログイン用URL（外部）：<https://www.laicomea.org/laicomea/>

②紙面での届出

小樽市ホームページから様式をダウンロードし、郵送やメールで届出を行ってください。

小樽市ホームページの「業務管理体制に関する届出について」を御覧ください。

操作マニュアルや様式がダウンロードできます。

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022021800030/>

業務管理体制に係る検査

1 一般検査

- ・ 業務管理体制の届出内容や運用状況について、書面による点検を概ね6年に1回実施
- ・ 書面報告に不備・不明瞭な点がある場合、事業者に対して質問又は立入検査を実施

2 特別検査

- ・ 指定等取消処分相当事案が発生した場合に、事業者の組織的な関与の有無を検証
- ・ 一般検査実施中に前項目に該当する事実が判明した場合は、直ちに特別検査を実施

※小樽市では令和5年度に一般検査を実施。その結果、改善を要する事業者はありませんでした。
次回は、**令和11年度に実施予定**です。

ケアプランデータ連携システム



令和8年2月 令和7年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

ケアプランデータ連携システム

介護現場の業務負担軽減と業務効率化を目的として、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。厚生労働省推奨のもと、国民健康保険中央会が構築・運用しています。

システムを導入すると…

計画書(第1表、第2表)や提供票データ(第6表、第7表)など、今までFAXや郵送などでやりとりしていた書類が、システム上でデータのやりとりができるようになり、業務負担軽減に繋がります。

事業所間の請求情報の不一致に繋がりがねない記載ミスや、システム上で未然に防ぐことができるようになり、業務効率化に繋がります。

システムの導入につきましては、ケアプランデータ連携システムサポートデスクサポートサイトのホームページを御覧ください。重要なお知らせや動画などが掲載されています。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>